

「意見書(医師記入)」「登園届(保護者記入)」が必要な感染症

□次の表にある病気にかかった時は、出席停止となるため登園できません。
なお、「意見書(医師記入)」または「登園届(保護者記入)」を提出されるまで登園はできません。

※医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	登園再開の目安
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん（三日はしか）	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。 ワクチン接種している時は新しい発疹が出なくなるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、 かつ全身状態が良好になっていること
結核	全身の症状が回復し、医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり2日経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血が消えて目ヤニがなくなるまで（眼科医の許可が必要）
百日咳	特有の咳がなくなるまで。または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

※医師の診断を受け、保護者が「登園届」を記入することが考えられる感染症

感染症名	登園再開の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること 発熱がなくなり、通常の食事がとれるようになるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと